

東京海区漁業調整委員会指示の違反者への対応方針（案）

令和 6 年 5 月 日

東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、東京海区漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

- 1 委員会事務局は、委員会指示の適切な実施を図るため、疑義情報に接した場合等においては、知事部局と連携して調査・指導を行うとともに、速やかに東京海区漁業調整委員会会長（以下「会長」という。）に報告する。
- 2 会長は、上記 1 の報告を受け、必要と認めた場合、当該調査・指導を受けた者に対し、会長名による指導文書を発出し、後日、委員会に報告する。
- 3 上記 2 の指導を行った後に、当該指導を受けた者が指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき、東京都知事に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。
裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。
- 4 また、会長は、上記 3 にかかわらず、当該指示の違反が悪質と認める場合で、かつ長年にわたり指示による制限・規制の周知及び定着が図られている場合は、速やかに裏付命令の申請を行うことができる。この場合も、後日、委員会に報告するものとする。